

『花巻中央広場』 ご利用案内

公園利用許可の申請方法

花巻中央広場でイベント（物品の販売、集会、興行など）を行いたい方は、公園緑地課へ利用申請をして下さい。

1. 申請に必要な書類（様式は市ホームページからDL可能）

- 公園内行為許可申請書
- 公園使用料減免申請書（使用料免除が可能な申請者）
- 添付書類
 - ・開催するイベント内容がわかるもの（チラシやパンフ）
 - ・出店の場合は、連絡先や販売内容がわかるもの（別紙「出店内容報告書」をご利用ください）

2. 申請は利用予定日の3日前までにお願いします。

（ただし土日、祝日は除く）

3. 申請先

建設部都市政策課 公園緑地係 新館3階

〒025-8601 花巻市花城町9-30

電話：0198-41-3570（直通）

FAX：0198-22-6846

メール：kouen@city.hanamaki.iwate.jp

利用許可申請の手順

1. 利用許可の判断のため、事前協議をお願いします。



2. 公園緑地課へ申請書類を提出してください。（2部提出）



3. 許可審査後、申請者へ許可書を交付します。

※使用料が発生する場合は使用料納付の確認後に許可書を交付します。



4. 利用終了後は、原状回復を確実に行ってください。

花巻市のホームページに移動できます

QRコード

各種様式はこちらから

ダウンロードしてください



利用に関する《よくある質問》は裏面へ

2019年7月

花巻中央広場オープニングセレモニー

花巻中央広場の利用に関する《よくある質問》

Q 1. 広場を利用するときに気を付けることはなんですか？

A. たくさんの方が広場を気持ちよく利用できるよう、危険なことや迷惑になる行為は禁止しています。

例：自転車やスケートボード等の乗り入れ
ノーリードでのペットの散歩
ラジコンやドローンの使用 など

Q 2. 広場で花火はできますか？

A. 子供用の手持ち花火であればできますが、打ち上げ花火やロケット花火等は禁止しています。

花火をするときは、水の入ったバケツを用意し、ごみは必ず持ち帰ってください。

Q 3. 広場でバーベキューはできますか？

A. 芝生の上での火気使用が危険なことや、他の利用者と適切な距離が取れないことなどから、個人・グループが独占して行うバーベキューは禁止しています。

ただし、広場利用者が参加できるようなイベント等（利用申請が必要）によるバーベキューの開催は可能としますが、芝生の上では禁止します。

詳しくは都市政策課までご相談ください。

Q 4. 利用申請した場合の料金は？

A. 表のとおりです。営利目的としない地域の行事等は使用料免除の対象となる場合もあります。

☆利用料金表

内容	単位		料金
①出店（販売、飲食等） キッチンカーも含む	1件（1店舗）	日額	1,000円
②競技会や集会の開催	1件	日額	1,500円
③展示会や興行の開催	1件	日額	10,000円
④電源の使用料	容量1kwあたり	1時間	100円

例：納涼祭の開催【お化け屋敷(入場料有り)と各種露店】

- ・お化け屋敷+露店5店舗、電源使用機器(1kw)5台使用
- ・開催時間 14:00 ~ 21:00 (準備時間を含む)

お化け屋敷(③興行) 10,000円 + 露店(①出店) 1,000円×5
+ 電源使用(④) 100円×5台×7時間 = 18,500円

Q 5. 広場で写真や動画撮影はできますか？

A. はい。花巻中央広場では「商用」、「私用」とともに自由に撮影することができます。

撮影にあたっては、周囲の利用者に迷惑のかからないよう十分注意のうえ行ってください。

